

# あなたの宅地は安全ですか？

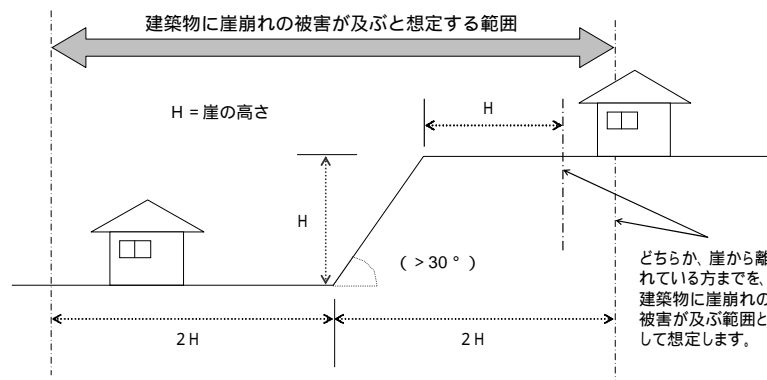
## 川崎市宅地防災工事助成金制度

近年、地震や大雨により、各地で老朽化した擁壁の倒壊などの崖崩れが発生し、地域に大きな影響を与えています。このことから、本市においては、擁壁等の改修工事の促進を図り、地震や大雨等による宅地災害を防止し、市民が安心・安全に暮らせるまちづくりを推進するため、平成21年4月より、宅地災害の防止又は復旧工事に対し、工事費用の一部を助成します。

### 助成対象となる土地

次の1又は2に該当する崖を有する土地とします。

- 1 次の全てに該当する崖
  - (1) 個人が所有する崖
  - (2) 高さが2メートルを超える崖
  - (3) 崖崩れにより、現に居住している建築物に被害が及ぶ恐れのある崖（下図参照）



- (4) 市長が、(1)から(3)に規定する崖について、宅地防災工事を要すると判断する崖
- 2 市長が特に宅地防災工事を要すると認める崖

### 助成対象となる工事

宅地災害の防止又は復旧を目的とした宅地造成等規制法又は建築基準法で定める技術的基準に適合する工事とします。

### 助成金額

工事費用の3分の1かつ、上限を300万円とします。

宅地は土地所有者が災害防止のために、責任をもって維持管理を行う必要があります。

老朽化が進み、ひび割れなどの変状が生じている擁壁は大変危険です。擁壁の倒壊は、隣接地や道路などの公共施設へ多大な影響を及ぼし、状況によっては身体・生命への被害も考えられます。当制度を活用し、早期の改修をお願いいたします。

建物の建替え時に改修工事を行うと、仮設工事費の軽減が図られるなど、効果的となります。

詳しい内容については、下記担当課へお問い合わせください。

川崎市まちづくり局指導部開発審査課 宅地監察・防災担当

電話 044-200-3035